

◎議 事 日 程（第1号）

平成20年12月4日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 市長招集あいさつ
- 日程第5 議案第45号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 （仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第54号 （仮称）愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第55号 （仮称）愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第56号 愛西市立田保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第57号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第58号 愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第59号 愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第60号 愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第61号 愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第62号 愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第63号 愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第64号 愛西市西鶴戸地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第65号 愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第66号 愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第67号 愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について

- 日程第28 議案第68号 愛西市鶉戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第69号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第70号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第71号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第72号 市道路線の認定について
- 日程第33 議案第73号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第74号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第75号 平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第76号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第77号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第78号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第39 意見書案第8号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について
- 日程第40 請願第3号 総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について
- 日程第41 陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第42 陳情第19号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情について
- 日程第43 陳情第20号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情について
- 日程第44 陳情第21号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君

9番	村上守国君	10番	真野和久君
11番	鬼頭勝治君	12番	八木一君
14番	小沢照子君	15番	後藤和巳君
16番	堀田清君	17番	加藤和之君
18番	古江寛昭君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君	21番	永井千年君
22番	黒田国昭君	23番	中村文子君
24番	加藤敏彦君	25番	加賀博君
26番	宮本和子君	27番	石崎たか子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（1名）

13番 近藤健一君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	中野正三君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活・保健部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	櫻井義久君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤忠俊	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

それでは、皆さん御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりましたので、始めさせていただきます。

13番・近藤健一議員は欠席届が出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2番・鷺野聡明議員、3番・三輪久之議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告させていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に委員全員と正副議長にも御出席をいただきまして開催いたしました結果、会期は本日12月4日から12月22日までの19日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの19日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の三輪久之議員、お願いいたします。

### ○3番（三輪久之君）

海部地区水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成20年第2回定例会が10月9日に蟹江町中央公民館分館で開催されました。

付議事件といたしまして、議案第5号：平成20年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、これは、県の補助金14万5,000円が減額されたということで、一般財源から振りかえによるものでございまして、補正後の予算総額は2,636万円でございます。全員賛成で可決されました。

次に、認定第1号：平成19年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額2,762万8,461円、歳出総額2,592万1,340円で、差し引き残額170万7,121円でございます。全員賛成で認定されました。

以上で報告終わります。

### ○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

### ○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成20年11月18日、新開センターにおいて議会が行われました。

付議事件としては3件あります。第1件目、議案第11号：平成20年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）についてですが、補正額766万5,000円、補正後の予算総額として46億8,170万円。この補正の内容ですが、塩田の焼却場の解体工事を2年にわたって行くと、その仕様書の設計予算であります。解体の総額としては1,764万円を予定しております。議案第11号については全員賛成で可決されました。

それから認定第1号ですが、平成19年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定であります。歳入総額は44億3,278万6,126円、歳出総額は43億1,510万8,210円、差し引き残額、1億1,767万7,916円で、全員賛成で認定されました。

議案第12号ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定であります。これは字句の調整・訂正等であります。これも全員賛成で可決されました。

あと、お手元に資料として経過報告を用意しましたので、またお目通しいただきたいと思っております。以上です。

### ○議長（加賀 博君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の堀田清議員、お願いいたします。

### ○16番（堀田 清君）

それでは、海部南部水道企業団の報告をさせていただきます。

去る20年9月24日、海部南部水道企業団におきまして、平成20年第3回定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、議案第10号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）について、収益的収入、補正額180万。これの内容につきましては、善田新田町地内、水質調査委託賠償責任保険金だそうです。補正後の予算総額23億2,225万1,000円。

続きまして、平成20年11月19日に、同じく南部水道企業団におきまして平成20年第2回臨時会が開催されました。

付議事件につきましては、議案第11号：海部南部水道企業団情報公開条例について。

議案第12号：海部南部水道企業団個人情報保護条例について。

議案第13号：海部南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第14号：海部南部水道企業団証人等の実費弁償に関する条例について。

議案第15号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第3号）について。収益的収入、補正額402万5,000円。これは、消費税の還付金だそうです。補正後の予算総額23億2,627万6,000円。収益的支出、補正額1,697万5,000円。これにつきましては、佐屋配水場自家発電施設仮設工事費、消費税、佐屋配水場自家発電用ガスタービンエンジンの更新工事に伴う除却損だそうです。補正後の予算総額22億321万4,000円。資本的支出、補正額7,035万。これにつきましては、佐屋配水場自家発電用ガスタービン更新工事費と消費税だそうです。補正後の予算総額17億4,227万1,000円。

議案第11号から議案第15号まで、全員賛成をもって原案のとおり決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成20年8月から平成20年10月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。

また、市長より、9月議会に報告された平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の変更の報告が提出されました。

内容としては、健全化判断比率においては実質公債費比率が5.4%から5.1%に、将来負担比率は31.6%から26.9%と比率に変更が生じたものです。

それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

招集のごあいさつをさせていただきます。

本日、ここに平成20年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かと御多用の中にもかかわらず御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

1年の歳月が過ぎるのは早いものでございまして、本年を振り返ってみますと、当地方に大きな災害もなく、平穩のうちに終わろうとしていること、何よりだと思っているところであります。

こうした中で、総合斎苑建設事業につきましては、計画に基づき諸手続を進めながら、地元の皆様にも御理解を得られるよう対応をしているところでございます。また、基本設計の中間報告を特別委員会、検討委員会などで十分御審議もいただきながらまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

年間の主要行事の大半を終えてまいりました。ごみゼロ運動には、市民の皆様の御協力により環境美化に努めていただき、また、文化祭並びに関連のイベント事業には、多くの市民の方々の御参加並びにお出かけを賜り、盛況のうちに終えることができましたこと、厚く感謝を申し上げます。

安心・安全なまちづくりを目指し開催した市民大会には、市内の各小学校児童の皆さんから募集をした標語を選抜された12名の児童の皆さんに朗読をしていただき、また、高校生の意見発表により認識も深めていただきました。これを契機に市民一人ひとりが地域活動の輪を広げていただき、相互に協力し、交通事故防止、犯罪防止の意識づくりにつながるよう呼びかけてまいりたいと思っております。

11月29日には、大井町地内の2級河川善太川にかかります新大井橋の開通式には、議員各位にも御出席を賜りありがとうございました。おかげをもちまして旧佐屋町時代から長年の懸案でありました県道鹿伏兎大井線道路整備に伴う橋梁整備まで19年の歳月を要しましたけれども、県において立派に整備していただくことができました。今後は、この道路が生活面でも沿線地域の発展にも寄与するものと期待するものでございます。

現在建設中の児童館と子育て支援センターにおきましては、いずれも11月末時点で約30%の進捗状況となっております。計画どおり順調に進めてまいりたいと思っております。

なお、皆様からいただきました御要望や御指摘を踏まえて、現在新年度予算編成作業を進めております。職員の意識改革を求めながら、おのおのの要望等にできる限りこたえられるよう事業内容を精査し、景気の低迷や固定資産評価がえの影響による市税の減収も見込まれる厳しい中で、堅実な予算にまとめていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、条例の制定1件、一部改正7件、指定管理者の指定19件、市道認定1件、補正予算6件の合計34件であります。それぞれの主な提案理由につ

きまして述べさせていただきます。

議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、同法律の一部改正に伴いまして、従来生活保護法に基づく保護制度により行っていた中国残留邦人等への支援が同法に基づく支援給付制度により行われることとなりましたので、改めるものでございます。

議案第46号：議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の改正により、市長の選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布ができることになり、条例で定めるところによりビラの作成を公費負担することができるようになりましたので、改めるものでございます。

議案第47号：税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正により、個人の市民税の税額控除の対象となる寄附金を定めることと、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴って、市民税と軽自動車税の減免規定を定めるものであります。

議案第48号：手数料条例の一部改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行については減免規定を、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部改正については法律名の改正によるもの。オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行に伴い、減免項目を追加するものでございます。

議案第49号：国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療補償制度の創設により、出産育児一時金の額等を改めるものであります。

議案第50号：児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、従来の児童館に建設中の2館を加えるものであります。

議案第51号：子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、従来の子育て支援センターに建設中のセンターを加えるものでございます。

議案第52号：農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、立田地区の農業集落排水処理施設が竣工し、平成21年度より供用開始ができます。10排水施設の使用料を改めるものでございます。

議案第53号：（仮称）北河田児童館の指定管理者の指定についてから、議案第71号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についての19議案につきましては、指定管理者選定委員会の結果に基づき指定するものでございます。

議案第72号：市道路線の認定につきましては、新たに17路線を市道として路線認定するものであります。

議案第73号：一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正額18億8,384万7,000円を追加し、予算総額215億4,634万7,000円としております。歳入の主なものは、交付額の決定により地方特例交付金等で5,191万9,000円、普通交付税で4億631万2,000円、繰越金で12億6,269

万3,000円、市債の追加変更等により6億7,360万円を計上いたしました。歳出の主なものは、職員の給料等に過不足が生じ、人件費全体の補正で652万7,000円を減額計上し、総務費でケーブルテレビ未整区整備事業実施主体の西尾張シーエーティーヴィ株式会社へ1億1,000万円の補助金、基金費で前年度決算剰余金の2分の1相当を積み立てるための財政調整基金積立金8億834万5,000円、合併特例債を財源とした地域づくり振興基金積立金8億5,000万円、民生費の障害福祉サービス関係の利用者増加により5,734万1,000円、保育所運営委託料4,100万円など補正計上をいたしました。

議案第74号：国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定で補正額6億8,023万5,000円であります。歳出の主なものは、療養諸費、高額療養諸費、後期高齢者支援金等の不足が見込まれますので6億6,937万2,000円と前年度精算による返還金446万7,000円などを補正計上いたしました。

議案第75号：老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額2億3,197万1,000円であります。歳出は、前年度の精算分として、一般会計繰出金2億3,171万7,000円と償還金25万4,000円を補正計上いたしました。

議案第76号：介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定で補正額210万9,000円あります。歳出は、平成21年4月からの介護認定ソフト改定に伴いますシステム改修委託料等210万9,000円を補正計上いたしました。

議案第77号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額344万8,000円あります。繰越金を財源として、人件費不足分106万8,000円と光熱水費238万円を補正計上いたしました。

議案第78号：公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額117万8,000円の全額が繰越金を財源として職員の人件費を補正計上いたしました。

以上が本定例会に御提案申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、各議案とも十分御審議をいただき、いずれも御議決賜りますようお願いを申し上げます、招集冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第45号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第45号につきまして説明をさせていただきます。

議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案につきまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第22号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

改正の要旨といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、従来、生活保護法に基づく保護制度により行っておりました中国残留邦人等の支援が平成20年4月より、同法に基づく支援給付制度により行われることになりました。これに伴いまして、中国残留邦人等の減免規定適用除外等の関係する6条例の規定を一括整備するもので、個別の条例内容については別添の資料により説明をさせていただきます。

資料をごらんいただきたいと思っております。愛西市使用料条例につきましては、第6条並びに別表で減免規定を追加して整備をするものでございます。

はねていただきまして、愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例、中段でございます愛西市障害者医療費支給条例、それから下段の方にありますが、愛西市精神障害者医療費支給条例の3条例につきましては、支援給付を受けることができる中国残留邦人の、この条例からの適用除外について整備するものでございます。

はねていただきまして、中段でございますが、愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例、次のページでございます愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例につきましては、減免規定等を整備するものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第46号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは議案第46号について御説明をさせていただきます。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年愛西市条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、公職選挙法の改正によりまして、市長の選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布ができることとなり、条例で定めるところによりビラの作成を公費負担とすることができるため、条例の改正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第23号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年愛西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

それでは、恐れ入りますが議案第46号、資料、新旧対照表をお願い申し上げます。

まず、第1条では趣旨をうたっております。今回の改正は、従来の自動車の使用とポスターに加えまして、市長選挙で運動のために選挙運動用のビラを頒布することができる改正でございます。

第7条におきましては、ビラ作成の公費負担、第8条は、公費負担を受ける場合の届け出、第8条は、公費負担の額及び支払い手続を定めたものでございます。なお、ビラにつきましては、2種類以内で1万6,000枚まで。単価は1枚当たり7円30銭が上限でございます。

第9条につきましては、第6条から第8条までを加えたことによりまして改正でございます。

もとに戻っていただきまして、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第46号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第47号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第47号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは議案第47号について御説明を申し上げます。

愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正をする法律の施行に伴いまして改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第24号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

それでは議案第47号、資料、新旧対照表をお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

第34条の7第1項につきましては、寄附金の税額控除をうたっておりますが、このたび第3号から第7号まで条文が追加されました。その内容につきましては、県内に主たる事務所を有する法人等に対する寄附金の税額控除の拡充がされたものでございます。

次に、第51条第1項につきましては、市民税89条第1項につきましては、軽自動車税の減免条文が追加されております。内容といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、従来生活保護法に基づく保護制度により行っていた中国残留邦人への支援が本年4月より生活保護法に基づく支援給付制度により行われることとなりましたので、この関係でございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしましては、施行期日は第1条につきましては、平成21年4月1日からの施行です。ただし、第51条第1項及び第89条第1項の改正は公布の日から施行するものでございます。

第2条につきましては、経過措置規定でございます。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第48号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第48号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは議案第48号の愛西市手数料条例の一部改正について、提案理由と内容について御説明を申し上げます。

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律、並びに犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律、及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第25号：愛西市手数料条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、別紙の対照表で説明をさせていただきます。

7条の減免措置でございますが、こちらの方につきましては、生活保護法の後ろに「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく支援給付を受けている者」を加えさせていただくものでございます。

続きまして、別表の第2（第7条関係）でございますが、こちらにつきましては、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条の規定に該当する者」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条の規定に該当する者」に改めさせていただきます。次に、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第16条の規定に該当する者」を追加させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、お戻りいただきまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第49号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

続きまして、議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由、内容について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、産科医療補償制度の創設などに伴いまして改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第26号：愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例ということで、内容につきましては、別紙の対照表で説明をさせていただきます。

まず5条、出産育児一時金でございますが、一時金の額を「35万円」から「38万円」に改めるものでございます。

続きまして、6条葬祭費でございますが、第6条に次の1項を加えるものということで、2項といたしまして、「前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」というものを加えさせていただくものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成21年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る愛西市国民健康保険条例第5条の施行による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるというものでございます。

よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第50号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第50号につきまして説明をさせていただきます。

議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、児童センターを新設することに伴いまして改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第27号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に、次のように加えるというものでございまして、佐織地区に建設をしております児童館の名称、それぞれ「北河田児童館」「西川端児童館」といたしまして、別表に1とあわせて加えるものでございます。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第51号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第51号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第51号について説明をさせていただきます。

議案第51号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第97号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、子育て支援センターを新設することに伴い改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第28号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加えるというものでございます。

八開地区に建設しております子育て支援センターの名称を「八輪子育て支援センター」といたしまして、別表に1とあわせて加えるものでございます。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第52号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございませぬ。

提案理由でございませぬが、愛西市農業集落排水事業によりまして、平成21年度に供用開始する立田地区排水施設の追加及び使用料金等を改正する必要があるからでございませぬ。

1枚おめくりください。

愛西市条例第29号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございませぬが、改正内容につきましては、議案第52号の資料、新旧対照表をごらんください。

別表第1（第3条関係）でございませぬが、早尾地区排水施設の次に新たに供用開始されます立田地区排水施設を追加するものでございませぬ。

次に、1枚おめくりをいただきます。

次に、別表第2（第14条関係）について料金を改正するものでございませぬが、まず、合併前の佐屋町農業集落排水処理施設等使用料の表の第4号としまして、永和台クリーンセンターの使用料金につきましては、水道水・温泉水併用の場合の人員割の基本料金「420円」を「315円」に、超過料金「@315円」を「@210円」に改正するものでございませぬ。

次のページでございませぬ。

合併前の立田村農業集落排水処理施設使用料の表の小茂井地区排水施設の使用料については、人員割料「650円」を「600円」に改正し、早尾地区排水施設の次に、新たに供用開始されます立田地区排水施設の使用料を追加するものでございませぬ。

1枚めくっていただきまして、次に、合併前の八開村農業集落排水処理施設使用料の表についてでございます。均等割「2,000円」を「2,600円」に、「4,000円」を「5,200円」に、人員割「600円」を「650円」に、また維持管理分担金月額「2,000円」を「2,600円」にそれぞれ改正するものでございます。

もう1枚おめくりをいただきたいと思います。

合併前の佐織町コミュニティ・プラント使用料の表の西八幡団地浄化センターにつきましては、基本料金「6,250円」を「5,400円」に改正するものでございます。

附則に戻っていただきまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第13・議案第53号から日程第17・議案第57号まで（提案説明）

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第53号：（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてから、日程第17・議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第53号から議案第57号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第53号：（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について。

（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、（仮称）愛西市北河田児童館。2. 指定管理者となる団体、愛西市佐屋町堤西45番地4、特定非営利活動法人 夢んぼ。3. 指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。

提案理由といたしましては、（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。お目通しをいただきたいと思います。

なお、以後の説明におきましては、議案番号、議案名、施設名、団体名の説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第54号でございます。（仮称）愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について。

1. 施設の名称でございますが、（仮称）愛西市西川端児童館。指定管理者となる団体、愛西市西川端町小城64番地4、社会福祉法人 西川端保育園でございます。

次に、議案第55号でございます。（仮称）愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について。



1. 施設の名称、(仮称)愛西市八輪子育て支援センター。2. 指定管理者となる団体、愛西市江西町街道西95番地4、社会福祉法人 白百合福祉会 白百合保育園でございます。

続きまして、議案第56号でございます。愛西市立田保健センターの指定管理者の指定について。

1. 施設の名称、愛西市立田保健センター。2. 指定管理者となる団体、愛西市佐屋町堤西45番地4、特定非営利活動法人 夢んぼでございます。

続きまして、議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について。

1. 施設の名称、愛西市八開総合福祉センター。2. 指定管理者となる団体、愛西市小津町観音堂27番地、社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第58号から日程第31・議案第71号まで(提案説明)

○議長(加賀 博君)

次に、日程第18・議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから、日程第31・議案第71号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長(飯田十志博君)

それでは、ただいま提案されております議案第58号から議案第71号までの計14件について御説明させていただきます。

議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について。

愛西市西保排水処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称は、愛西市西保排水処理施設。指定管理者となる団体は、愛西市西保町北川原23番地15、西保クリーンセンター管理組合。指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

なお、提案理由といたしまして、愛西市西保排水処理施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決に付する必要があるからでございます。

以降、59号から71号までにつきましては、提出日、提出者名、指定の期間並びに提案理由など、内容が同じでございますので省略させていただきます。議案名、施設の名称、団体名を読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

1枚はねていただきまして、議案第59号：愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称でございます。愛西市本部田・東條排水処理施設。指定管理者となる団体は、愛西市本部田町宮ノ切85番地1、本部田・東條クリーンセンター管理組合でございます。

次に、1枚はねていただきまして、議案第60号でございます。愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市佐屋中央排水処理施設。指定管理者となる団体、愛西市稲葉町本郷179番地1、佐屋中央クリーンセンター管理組合でございます。

次にもう1枚はねていただきまして、議案第61号でございます。愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市永和台排水処理施設。指定管理者となる団体、愛西市大井町宮新田20番地13、永和台クリーンセンター管理組合でございます。

次に、議案第62号でございます。愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市山路地区排水施設。指定管理者となる団体、愛西市山路町中村17番地、山路地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第63号でございます。愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市福原地区排水施設。指定管理者の団体名、愛西市福原新田町郷前46番地2、福原地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第64号でございます。愛西市西鶺戸地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市西鶺戸地区排水施設。指定管理者となる団体、愛西市早尾町枝郷27番地、西鶺戸地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第65号でございます。愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市小茂井地区排水施設。指定管理者となる団体、愛西市小茂井町中21番地、小茂井地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第66号でございます。愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市四会地区排水施設。指定管理者となる団体、愛西市四会町高田98番地、四会地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第67号：愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市森川地区排水施設。指定管理者となる団体名、愛西市森川町梶島22番地、森川地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第68号でございます。愛西市鶺戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称、愛西市鶺戸東八反割地区排水施設。指定管理者となる団体名、愛西市宮地町西浦14番地2、鶺戸東八反割地区排水施設管理組合でございます。

次に、議案第69号でございます。愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市東八幡町地域し尿処理施設。指定管理者となる団体名、愛西市勝幡町緑町170番地2、東八幡浄化センターでございます。

次に、議案第70号でございます。愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市西八幡団地地域し尿処理施設。指定管理者となる団体名、愛西市小津町江新田61番地、西八幡団地浄化センター管理組合でございます。

最後でございますが、議案第71号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

施設の名称、愛西市諸桑団地地域し尿処理施設。指定管理者となる団体名、愛西市諸桑町東浦95番地1、諸桑団地浄化センターでございます。

なお、候補者選定結果並びに方法等につきましては、資料として添付させていただきましたので、お目通しいただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第32・議案第72号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第72号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（篠田義房君）

議案第72号：市道路線の認定について説明をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとします。本日提出、愛西市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線として認定し公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚はねていただきたいと思います。

佐屋地区におきまして4路線、780メートル、立田地区におきまして3路線、197メートル、佐織地区におきまして10路線、465メートル、これら合わせまして、合計17路線、1,442.1メートルをお願いしたいものでございます。

なお、路線の箇所につきましては、はねていただきますと資料として、認定路線図として添付をさせていただいておりますので、後ほどごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

それで、内容の内訳を説明させていただきますと、開発等により公使用道路として市に寄附されましたものにつきまして、佐屋地区については1623号線の1路線、佐織地区におきましては、西川端236号線、北河田273号線の2路線でございます。これら合わせまして3路線の118.1メートル。

次に、集落内や集落間等の往来道路となるもので、市道路線認定の地元要望がありまして取り上げたものとしたしましては、残りの路線でございまして、佐屋地区では1624号線、1625号線、2396号線の3路線、立田地区におきましては、福原26号線以下の3路線でございます。佐織地区におきましては、北河田272号線、同274号線、同275号線、同276号線、同277号線、同278号線、同279号線、勝幡270号線の8路線、これら合わせて14路線の1,324メートルでございます。

なお、底地につきましては、管理地もしくは土地改良名義となっております、土地改良名

義になっているものにつきましては、市道認定に当たりまして、その改良区と協議をもう既に済ませております。また、今回の議案を御承認いただきますと、従来の市道路線の認定分と合わせまして路線数が3,464路線、延長にしまして98万7,227メートルほどになるかと思っております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで10分間休憩をいたします。再開は、11時10分をお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第73号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の内容について御説明を申し上げます。

このたびの歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ18億8,384万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を215億4,634万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。

まず最初に、第2表、地方債補正の関係でございます。

追加といたしまして、地域づくり振興基金事業といたしまして7億8,700万円の追加でございます。これは、合併特例債を活用いたしました基金への積み立てでございますが、国から示されております起債可能額、満額を借り入れしたいので、このたび追加をお願いするものでございます。ちなみに、起債可能額につきましては26億8,700万円でございます。御案内のとおり、18年度に9億5,000万円、19年度に9億5,000万円、このたび7億8,700万円、トータルで26億8,700万円満額を借り入れたいということで、今回追加をお願いしております。

次に、変更の関係でございますが、公民館改修事業におきましては、合併推進補助金の充当により、また臨時財政対策債の関係につきましては、額の確定によりそれぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

主なものについて御説明を申し上げます。

款8の地方特例交付金の関係でございますが、5,191万9,000円の追加をお願いしております。

いずれも交付額の決定によるものでございます。

なお、3項の地方税等減収補てん臨時交付金におきましては、これは御案内のとおり、道路特定財源の暫定税率の失効期間中でありました本年20年4月分における減収の補てん分として、今年度に限り交付されたものでございます。

続きまして、款9の地方交付税の関係でございます。普通交付税で4億631万2,000円の追加でございます。これは交付税の算定結果によるものでございます。

13款国庫支出金の関係でございますが、補正額といたしまして1億2,767万円。

恐れ入ります、次のページをお開きください。

款14県支出金におきまして1,433万4,000円、下段の款19諸収入で4,100万円、次ページの款20市債の関係で6億7,360万円と、これは各事業に関連いたします歳入財源としてそれぞれ追加の補正をお願いしております。

前後いたしますが、一般財源に係る補正額につきましては、先ほど申し上げました特例交付金、普通交付税の追加、また款18繰越金におきまして、これは決算で御承認をいただきました繰越金全額を今回計上させていただいております。したがって、款17繰入金の財政調整基金繰入金を減額、これは基金へ戻し入れをするわけでございますが、その財政調整基金で財源調整を図っております。よろしく願いいたします。

続きまして、歳出の主な内容につきまして、最初に総務部長より説明を申し上げます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳出について御説明を申し上げます。予算書の最終ページをお願いいたします。

本年6月議会におきまして、4月の人事異動等によりまして過不足が生じます科目について、人件費の補正をお願いいたしておりますけれども、このたび本年度の支払いにつきまして精査をいたしましたところ、特別会計を含めまして過不足が生じますので、人件費の補正をお願いするものでございます。それで、私どもといたしましては、最終ページによって一括で説明をさせていただきますので、お願いをいたします。

まず、1款議会費と2款総務費、3款民生費と10款教育費の四つの款で人件費の補正となっております。職員数といたしましては500人が498人となっておりますが、本年6月末付で2人が退職したための減員となっております。それで、各款におきまして増減が生じておるわけでございますけれども、給料では928万9,000円の減額、職員手当で155万5,000円の増額、共済費におきましては120万7,000円の増額で、合わせまして652万7,000円の減額でございます。また、そこにはついてございませぬけれども、特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費の明細書を記載してございます。その中で、国民健康保険特別会計におきましては510万5,000円、農業集落排水事業等特別会計におきましては106万8,000円、公共下水道事業特別会計におきましては113万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

お戻りをいただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費の13節の委託料でございます。弁護士委託料といたしまして31万5,000円計上させていただいておりますが、これにおきましては、固定

資産税の評価審査決定に対します訴訟費用でございます。よろしく申し上げます。

続いて、企画部長より再度説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、企画部所管の関係につきまして御説明を申し上げます。

同じページでございます。

2款総務費、1目一般管理費、19節の負担金、補助及び交付金におきまして、地域情報通信基盤整備推進事業補助金といたしまして1億1,000万円の追加をお願いしております。これは、既に御案内のとおり、未整備地区でございます立田、八開地区のケーブルテレビ整備事業の関係でございます。これは総事業費、概算事業費でございますが、2億2,000万円に対しまして、補助率4分の1である国庫補助金5,500万円と、それから市の負担分といたしまして、国に準じた補助率4分の1の設定をしております5,500万円、合わせて1億1,000万円を事業実施主体である西尾張ケーブルテレビ株式会社に交付するため予算化をお願いするものでございます。24節の関係でございますが、投資及び出資金におきまして、これはケーブルテレビ整備事業の関係でございますが、いわゆる国庫補助事業の採択を前提として実施するものでございまして、補助金の採択を受けるには、愛西市が西尾張ケーブルテレビ株式会社の出資者、第三セクターとしての位置づけが必要となってまいりますので、出資金といたしまして1口5万円を計上させていただいたという内容でございます。

次に、10目基金費、25節積立金の関係でございますが、16億5,834万5,000円の追加をお願いしております。財政調整基金積立金で、これは将来の財政運営上の財源確保を図りたいということで、前年度決算剰余金の2分の1相当を積み立てるために8億834万5,000円を、また合併特例債を財源といたしました地域づくり振興基金積立金といたしまして、起債対象の基金の積み立て、これは上限額がございまして、その上限額28億2,890万円のいわゆる残り分8億2,890万円に一般財源2,110万円を上乗せをいたしまして、8億5,000万円の積み立てを今回お願いいたしました。なお、過去2年間、財政状況を勘案しながら、御案内のとおり10億円ずつ積み立てをしてきましたので、今回の積み立て8億5,000万円を加えて、総額を28億5,000万円とするということで、今回お願いをいたしております。

続いて、収納担当部長から説明を申し上げます。

○収納担当部長（水谷 正君）

同じ14、15ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、3目徴収費、嘱託徴収員徴収報償金71万7,000円でございます。当初年間徴収額2,832万円の3%を見ておりましたが、徴収額の増加により、年間5,220万円を見込み、差額の不足のため、今回補正で2,388万円の3%分の報償金71万7,000円の補正をお願いするものです。以上でございます。

続きまして、福祉部長から御説明させていただきます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、16、17ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で6,437万円の補正をお願いしておりますのでございます。障害者支援に関する経費に利用者増など不足を生ずる見込みでございますので、補正をするものでございます。まず、内容といたしましては、負担金、補助及び交付金におきまして、市町村通所サービス利用促進事業費といたしまして2万4,000円、それから扶助費の方で地域活動支援センター費として1,031万5,000円、日中一時支援費398万8,000円、こちらにつきましては、国庫補助金として国庫が2分の1、県費補助金が4分の1でございます。それから、補装具費といたしまして309万2,000円、障害者自立支援給付費といたしまして3,994万6,000円、こちらにつきましては国庫負担金として2分の1、県費負担金として4分の1の歳入を見込んでおります。償還金、利子及び割引料につきましては、特別障害者手当、あるいは障害者自立支援給付費等、昨年度の分の精算に伴う返還でございます。よろしくお願いいたします。それから28節繰出金、それから2目老人福祉費の繰出金でございますが、それぞれ特別会計への繰り出しでございます。事務費、あるいは人件費、国保の場合、出産育児一時金等の財源として特別会計の方へ繰り出すものでございますが、詳細につきましては特別会計の方で御説明をさせていただきます。

4目の福祉作業所費119万4,000円の補正でございます。臨時職員賃金に不足を生じるおそれがありますので、お願いするものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費でございますが、委託料といたしまして4,100万円、保育所運営委託料、市外からの受託園児増に伴う補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、それぞれの市町村から10分の10収入するものでございます。

3項の生活保護費、1目生活保護総務費でございますが、償還金、利子及び割引料で1,030万8,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、昨年度の国庫負担金等の精算による返還でございます。

続きまして、4款衛生費、はねていただきまして18、19ページをお願いしたいと思いますが、1項保健衛生費、6目保健衛生施設費、13節の委託料でございますが、立田保健センター、八開総合福祉センターの清掃管理等をシルバー人材センターに委託をしておりますが、不足を生ずる見込みですので、29万6,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、教育部長から説明させていただきます。

○教育部長（藤松岳文君）

続きまして、10款の教育費について御説明を申し上げます。

第1項教育総務費の1目教育委員会費でございます。津島ロータリークラブより青少年健全育成に対していただきました寄附金を原資に、教職員を対象にした講演会の講師謝礼20万円を計上いたしております。また、同趣旨の書籍を各学校に配付するため、書籍購入費3万7,000円を計上いたしております。

よろしく御審議を賜りたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第34・議案第74号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございまして、事業勘定で歳入歳出それぞれ6億8,023万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ78億7,283万7,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出の方から御説明をさせていただきますので、11、12ページをお願いしたいと思います。

まず総務費でございますが、こちらの方につきましては、特定健診の業務量増加に伴う人件費、それと前期高齢者自己負担据え置きに係る経費でございます。保険給付費におきましては、退職者医療費医療対象枠の縮小に係る影響額等の見込み不足分でございます。出産育児一時金の支給費増に伴う見込み分でもございます。

続きまして、後期高齢者支援金等でございますが、こちらにつきましては交付決定によるものでございます。

諸支出金におきましては、過年度賦課税の償還金と精算に伴う国庫返還金でございます。

続きまして歳入でございますが、7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険税につきましては、制度改正によりまして、後期高齢者に係る分と退職者分の本算定の結果、基準を見直した結果によりまして大きく減額となっております。

続きまして、国庫支出金につきましては、前期高齢者の窓口自己負担の据え置き継続措置に係るシステム改修費の補助金でございます。

続いて、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療対象枠の縮小に係る影響額の見込み不足ということでございます。

続いて、前期高齢者交付金につきましては、交付決定によるものでございます。

繰入金につきましては、人件費、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金を計上させていただきました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第75号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第75号：平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、議案第75号：平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2億3,197万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ14億6,302万6,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに前年度の精算ということでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第76号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,857万3,000円とするものでございます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出から御説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。13節委託料で189万9,000円でございますが、認定審査項目の変更と来年度からの保険料改定等に伴いますシステムの改修、あるいはソフトの導入委託料等でございます。備品購入費といたしまして21万円、介護保険事業備品でございますが、これは認定調査票の読み取り機器を購入する補正でございます。よろしく願いいたします。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の関係でございますが、国庫補助金といたしまして16万2,000円、これは認定調査項目変更による事務経費に対する補助でございます。

繰入金といたしまして、事務費繰入金として194万7,000円を財源とさせていただいております。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第77号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・議案第77号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、議案第77号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

平成20年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額にそれぞれ344万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ10億810万9,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

9ページ、10ページの歳出をごらんください。

人件費につきましては、総務部長からも御説明がございましたとおり、精査したところ不足が生じたので、職員の各手当106万8,000円の補正と、需用費としまして光熱水費について、電気料金の改正並びに接続者の増加などによりまして不足が見込まれるため、電気料161万2,000円、水道料として76万8,000円、総額で344万8,000円を計上させていただいております。

なお、歳入としまして前年度からの繰越金が出ておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第78号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・議案第78号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第78号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

平成20年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出それぞれ117万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億6,420万1,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

9ページ、10ページの歳出をごらんください。

人件費でございますが、先ほど総務部長からも御説明がございましたとおり、精査したところ不足が生じたので、給料、職員手当、負担額など、総額で117万8,000円を計上させていただいております。

なお、歳入としましては前年度からの繰越金を充てておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・意見書案第8号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書につ

いてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○14番（小沢照子君）

意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成20年12月4日提出。提出者、愛西市議会議員・小沢照子。賛成者、愛西市議会議員・榎本雅夫議員、同じく加藤和之議員、同じく大島功議員でございます。愛西市議会議長・加賀博殿。

内容につきましては、簡単に説明をさせていただきます。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書（案）。

近年、食品の安全表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など食の安全を根底から揺るがす事件や事故が多発しております。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しております。

つきましては、政府において以下の対策を講じられるよう強く要望するものでございます。

一つ、偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

一つ、農作業の行程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

このトレーサビリティシステムのトレーサビリティですが、これは追跡可能性とも言われ、物品の流通経路を生産段階から最終消費段階、あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状況をいうものでございます。

一つ、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。

一つ、政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

一つ、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成20年12月4日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿、総務大臣殿。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第40・請願第3号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第40・請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○10番（真野和久君）

それでは、朗読をもって紹介とさせていただきます。

総合斎苑建設計画の見直しを求める請願。

愛西市議会議長・加賀博殿、2008年11月21日。請願者は、佐屋年金者組合支部長・塩月幸男、佐織年金者組合支部長・中井弘二、新日本婦人の会佐屋支部支部長・金子秀子、新日本婦人の会佐織支部支部長・恒川光子の4名であります。

紹介議員は永井千年、宮本和子、加藤敏彦、真野和久の4議員。

請願趣旨。今進められている総合斎苑建設事業の場所選定については、検討委員会などで比較資料もなかなか提出せず、十分な時間をとらずに予定地を決定しました。直近の西保団地の皆さんが「なぜここにしたのか納得できる説明を」と見直しを求めているのは当然です。建設予定地は白紙に戻し、第三者による予定地選定委員会（仮称）をつくり、敷地の造成費、道路・水道の整備費などの費用や周辺環境への影響を明確にし、だれもが納得できるように選定をやり直すことが必要です。

また、総合斎苑基本計画の施設規模は、愛西市にとって大き過ぎます。火葬炉は、津島市のように1基当たり1日3回動かせば3基で十分です。市民の求めている告別式のできる施設は、身近で安価な会場であり、公民館・集会場、防災コミュニティセンターなどで行えるよう整備するのが住民の要望です。セレモニーホールの中止など、適切な規模に見直せば駐車場も減らすことができ、敷地も小さくできます。

もっと市民の声を聞き、市民が望む施設となるように、下記の2項目について請願します。

請願項目。1. 建設予定地を白紙に戻し、選定をやり直すこと。

2. 総合斎苑基本計画は、セレモニーホールの建設中止など適切な規模に見直すこと。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・陳情第18号から日程第44・陳情第21号まで

○議長（加賀 博君）

お諮りいたします。日程第41・陳情第18号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてから、日程第44・陳情第21号：介護保険制度の報酬単価の引き上げを求め国への意見書採択についての陳情についてまでを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月10日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時41分 散会

